

令和4年度 第2回 近畿中部防衛局入札監視委員会審議概要

近畿中部防衛局

開催日及び場所	令和4年9月20日(火) 大阪合同庁舎2号館 5階 共用会議室C
委員	小原 正敏 (弁護士) 北岡 慎太郎 (公認会計士) 奥 和義 (大学教授) 山本 貴士 (大学院教授) 笠原 宏 (大学院特別客員教授)

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和3年7月1日～令和4年6月30日 (近畿中部防衛局・東海防衛支局は、令和4年4月1日～6月30日)
審議対象件数	近畿中部防衛局管内の陸上自衛隊 223件 近畿中部防衛局 17件 東海防衛支局 1件

1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数		13件	(審議概要)
建設工事	一般競争	0件	入札等の状況について
	一般競争(政府調達協定対象外)	10件	
	公募型指名競争	0件	
	企画競争	0件	
	随意契約	1件	
建設コンサルタント業務等		2件	
○委員からの意見・質問	意見・質問	回答	
○それに対する回答等	<p>【抽出案件】</p> <p>【中部方面会計隊本部(伊丹)】</p> <p>○一般競争契約 [伊丹(3)195号建物冷凍機改修工事]</p> <p>落札率が65.05%であるが、低落札となった理由は何か。</p> <p>落札者は、これまで伊丹駐屯地での取引実績があるのか。</p> <p>これまでの実績においても問題はなかったのか。</p> <p>予定価格の算定は「公共建築工事積算基準」となっている。材料の価格が高かったため、予定価格</p>	<p>材料の冷凍機を、メーカー等複数社に市場調査を実施したが、コロナ影響で在庫等が無く、海外生産のため高価格の見積りによる予定価格となったが、入札の段階では、企業努力等と思われる安価な応札により低落札となった。</p> <p>空調・冷凍機関係の補修等で取引実績がある。</p> <p>問題は無かった。</p> <p>歩掛は予定価格決定の参考となる積算価格を算定する労務費等を積算する上で使用しており、材料</p>	

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>が高くなったとのことだが、「公共建築工事積算基準」と市場調査の関係はどのようなものか。</p> <p>積算内訳の各単価は全て市場調査価格を採用しているのか。</p> <p>低価格での落札であったが、落札業者は問題なく施工できているという認識でよいか。</p> <p>入札説明書を交付した2者のうち、1者が工期中に履行できないため企業判断により応札を辞退したとのことだが、工期の設定については可能な期間を設定しているのか。</p> <p>【第336会計隊（金沢）】 ○一般競争契約 [209号建物6階内部改修工事]</p> <p>仕様書を見る限りそれほど特殊な工事でもないようだが、2者しかなかった理由は何が考えられるか。</p> <p>高落札率の理由は、「公共建築工事積算基準」に基づき予定価格を積算し、一部、市場調査価格により積算した結果とのことだが、積算内訳書に記載されているA社の市場調査の価格を採用した理由は何か。</p> <p>積算内訳書の一位代価と、市場調査価格の違いは何か。</p> <p>市場価格調査を2者に対し実施しているとのことだが、両者の市場調査価格は近い金額であったのか。</p> <p>落札したB社が市場価格調査の段階より安価な金額で入札した理由は何か。</p> <p>工期については適切な期間を設定しているのか。</p>	<p>等については、市場調査等を実施した上で価格を決定している。</p> <p>全てではなく、機器（低温用エアコン）の一部において市場調査価格としている。</p> <p>貴意のとおり。</p> <p>工期は、実施可能な適切な期間を設定している。</p> <p>結果的に2者の入札であったが、公告直後は3者から問い合わせがあった。この内の1者は仕様書等配布後、工期等を踏まえた企業判断により辞退したと聞いている。</p> <p>市場価格調査において、2者から見積書を徴取しており、全体的に安価なA社の価格を採用している。</p> <p>備考欄に「一位代価」と記載されている項目は、歩掛により積算したものであり、歩掛により積算できないものについては市場価格調査を実施の上積算している項目について、その旨を記載している。</p> <p>2者の価格には乖離があった。</p> <p>落札者に確認したところ、直接工事費について、応札段階で各種管理費を企業努力により低減したと聞いている。</p> <p>適切な工期と判断している。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【第408会計隊春日井派遣隊（春日井）】 ○一般競争契約 [春日井宿舎キッチン設備及び給湯器取替工事]</p> <p>高落札率かつ予定価格が2,700万円と高額である。落札判定書によると1回目の応札で予定価格に達せず再度入札の段階で2者が辞退しているが、その理由は何か。</p> <p>次の案件(258号建物改修工事)では今回辞退した者が落札している。公告時期も2か月半程しか離れていないため、「258号建物改修工事」の入札があるからという事情で辞退したということはないか。</p> <p>春日井宿舎でのキッチン設備の取替工事は過去にも実施したことがあるのか。</p> <p>建設時の設置業者は分かるか。</p> <p>実際設置した業者は分からないのか。</p> <p>官舎の給湯器であるため、メーカーを指定する必要はないと思うが、指定した理由は何か。</p> <p>予定価格算出基礎資料に記載の「市場価格採用」の項目は、どの業者の市場価格を採用したものか。</p> <p>1回目の応札において落札しなければ、金額等の公表はあるのか。</p> <p>○一般競争契約 [258号建物改修工事]</p> <p>落札金額が高額で、また落札率(99.20%)が非常に高い。建物改修工事であれば複数業者の参加が可能と思われる。防火扉の設置による工事のため特別のようであるが、施工可能業者が限られる工事なのか。</p>	<p>コロナ禍に伴う半導体不足の影響により、給湯器が不足している状況での入札となった。入札参加業者は相当無理をして必要台数を確保し入札に参加した旨確認している。1回目の入札金額より低い額では、確保している給湯器の価格と見合わなくなるため辞退したと聞いている。</p> <p>こちらが確認しているところでは、そのようなことはないと認識している。</p> <p>平成4年の竣工以来初めてである。</p> <p>当時の資料で、設備工事の元請業者は確認できる。</p> <p>貴意のとおり。</p> <p>現在設置されている品番を参考として記載しているものであり、メーカーを指定したものではない。上部の煙突を再使用できる旨を要件としている。</p> <p>2回目に辞退した者の市場調査価格が最安価であったため、当該価格を採用している。</p> <p>1回目に予定価格に達しなかった場合は、1回目の最低応札価格を公表している。</p> <p>当駐屯地では発注実績がなく、対応業者が限られた中で市場調査等を行い入札執行している。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>予定価格の積算はどのような算定で実施しているのか。</p> <p>市場調査価格を採用した項目は何か。</p> <p>不調となった後、仕様変更となっているが、仕様の変更箇所はどこか。</p> <p>○随意契約 [屋外給水管補修工事]</p> <p>1者応札、高落札率であるが、数回変更公告を実施しても、参加者がいないことはよくあることなのか。</p> <p>今回が特別ということか。</p> <p>理由はどのようなことが予想されるか。</p> <p>工事自体に特殊性はあるのか。</p> <p>不調随契により決定し、企業判断による見積価格のため高落札率になったとのことだが、土木工事標準歩掛等で算定されている予定価格と見積価格が近似値となった理由は何か。</p> <p>見積合わせにおいて、どのように業者選定を実施したのか。</p> <p>工期が短くなったとのことだが、緊急を要する工事なのか。又は計画のあった工事なのか。</p> <p>不調随契での決定はどのように行うのか。</p> <p>【第398会計隊八尾派遣隊（八尾）】 ○一般競争契約 [109号建物内部改修工事]</p>	<p>基本的には「公共建築工事積算基準」により積算しているが、歩掛で積算できない部分のみ市場調査価格を採用している。</p> <p>工事費内訳明細書の建具工事の各項目及び給湯器新設、衛生器具設備新設の各項目及び配管工事である。</p> <p>本工事は、男性用の生活居室等を女性用の生活居室等に改修する工事であり、当初仕様から、娯楽室の壁紙の張替え、シャワー室の塗装、洗面台の取替等を削除変更した。</p> <p>過去数年間においては一度もなく、よくあることではない。</p> <p>貴意のとおり。</p> <p>不参加業者に聞き取りしたところ、多忙につき参加できなかった旨の回答を得ている。</p> <p>特殊性はない。</p> <p>業者見積額が近似した理由は、聞き取りを行っておらず不明である。</p> <p>過去に土木工事の実績がある業者を選定し依頼した。</p> <p>計画のあった工事である。3年前に同系統の配管が破裂し、全系統補修するには予算がなく、3期に分けた内の今回が2期目の工事になる。</p> <p>今回は見積合わせを行い、1回目で決定した。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>1 者応札の原因は、工期の短さが大きな影響ではないのか。なぜこのように工期が短くなったのか。</p> <p>落札者との取引実績はあるか。</p> <p>落札価格が市場調査価格から大幅に下げた理由を確認しているか。</p> <p>落札金額が低落札調査基準価格を少し上回る価格であるため、調査基準価格が漏れ、その寸前の価格まで市場調査価格を落としてきたのではないのか。</p> <p>【第308会計隊（豊川）】 ○一般競争契約 [(3)自動車訓練場コース補修工事]</p> <p>1 者応札（1 者辞退）であるが、落札者に同様の工事实績はあるのか。</p> <p>その時に他の入札参加者はいたのか。</p> <p>今回が特別ではなく、通常2 者程度は同様の工事ができる業者はいるということか。</p> <p>予定価格算定のための市場調査価格の提出を求めるときは、項目毎に単価を出してもらうのか。</p> <p>2 者から市場調査価格の提出を求め、すべて落札者の方が安かったのか。</p> <p>また両者には、かなりの差があったのか。</p> <p>今回、参加申請を辞退した業者は、令和元年度に参加した業者と同一か。</p> <p>令和元年度に実施した同様の工事の落札業者は今回と同一業者か。</p> <p>令和元年度の落札率も100%又は高落札率であったのか。</p>	<p>隊員に寄り添った生活勤務環境を改善するための新たなニーズを取りまとめ等を実施した上で工期を設定した。</p> <p>年に2～3回の受注実績がある。</p> <p>詳細は確認していないが、企業努力の範疇と思料する。</p> <p>当然ながら、そのような事実はないものと認識している。</p> <p>令和元年度に同様の自動車訓練場の舗装工事の実績がある。</p> <p>令和元年度においては2 者が参加している。</p> <p>貴意のとおり。</p> <p>全体の金額及び項目毎の内訳の提出を依頼している。</p> <p>貴意のとおり。</p> <p>大きな差はなかったが、より安価な落札者の方を採用している。</p> <p>当時の参加業者とは違う業者である。</p> <p>貴意のとおり。</p> <p>100%ではなかったことは確認しているが、細部の数字までは確認できていない。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【関西補給処（宇治）】</p> <p>○一般競争契約 [宇治(3) 宿舎風呂釜等取替工事]</p> <p>落札判定書の2回目の応札額が空欄の者があるが辞退でよいか。</p> <p>それは、1回目の最低応札価格を聞き辞退したのか。</p> <p>1回目で落札がなく再度入札で決定しているが、1回目の最低応札価格を公表しているとはいえ、落札価格が市場調査価格から大幅に下がった事情はあったのか。</p> <p>落札者の材料のガス風呂給湯器の実際の単価は分からないのか。</p> <p>2回目の入札を辞退した者は1回目に市場調査価格と同じ金額で応札している。落札者はなぜ1回目の応札で市場調査価格の金額ではなく、予定価格に近い金額で応札したのか気になるが、市場調査価格では高く見積り、入札では材料の価格を下げた企業努力による結果ということか。</p> <p>○一般競争契約 [宇治(3) 290号建物給排水管等改修工事]</p> <p>予定価格の算定時に徴取した2者の市場調査価格に大きな差がある。A社の市場調査票に「修正版」と記載されているが修正前はもっと高い金額であったのか。</p> <p>市場調査価格より積算価格のほうが安価であるため積算価格を採用したということか。</p> <p>B社が再度の入札で、1回目の最低応札価格を公表しているにもかかわらず、それ以上の金額で応札しているがその理由は何か。</p> <p>落札者与其他3者との応札価格の差が大きい、その原因をどのように考えているのか。</p>	<p>貴意のとおり。</p> <p>貴意のとおりと思料する。</p> <p>材料の市場調査を実施した段階では、コロナ禍の影響で材料費が高くなるとの企業側の判断から通常より高い見積りになったと思料される。実際の入札では、企業努力等により金額が下がりこのような差が生じたと考えている。</p> <p>分からない。</p> <p>材料の市場調査価格は、一旦は高く見積ったものの、材料費は建設物価等に掲載される一般的に出回っている価格であるため応札時は市場調査をした際の価格から低減したものと推測している。</p> <p>修正前後で金額の変更はなく、積算価格に関係がない修正があったものである。</p> <p>貴意のとおり。</p> <p>同者が1回目の最低応札価格以上の金額で2回目の応札をした理由については確認しておらず分からない。</p> <p>落札者は受注意欲が高かったため、企業努力により経費を必要最低限に抑え応札したことにより、他者の応札額との差が開いたものと思料する。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【近畿中部防衛局】 ○建設工事 一般競争（政府調達協定対象外） [舞鶴（４）既設建物解体工事]</p> <p>落札率が低く、低入札価格調査を行っているが、調査価格の設定はどのように積算しているのか。</p> <p>低落札率となった原因はどのようなことが考えられるか。</p> <p>一般的な条件で徴取した見積りの価格が高かったという事か。</p> <p>○建設コンサルタント業務等 一般競争（政府調達協定対象外） [岐阜外（４）庁舎改修等設備設計]</p> <p>高落札になった理由は何か。</p> <p>入札金額が一番低い者が落札していないのは技術評価点が低かったからだと思うが、技術評価点とはどのようなものか。</p> <p>申請時に求めている自社の業務成績の点数を申請者は承知しているのか。</p> <p>入札者のうち1者の応札額が、調査基準価格を少し上回った額となっているが、単なる偶然なのか。また、入札参加者は自社の評価点を知っているのか。</p>	<p>当省のHPでも公表されているが低入札価格の算定式があり、積算の費目毎に定められた比率を乗じて算定されている。</p> <p>予定価格の元となる積算価格について、当案件の場合は過去の実績のある複数の専門業者から見積りを徴取し決定することとなっており、これを踏まえて決定している。落札者は、本工事の現場近くに稼働中の現場がある上、受注意欲があること等により、経費を必要最小限に抑えて応札したため低落札率になったと史料する。</p> <p>貴意のとおりである。</p> <p>積算基準は広く公表されていること、過去の設計業務の積算内訳は過去2年分程度をダウンロードシステムで公表していることから、当局の積算価格に近い積算ができたものと思料する。</p> <p>技術評価点は、企業及び技術者の同種業務の過去実績、賃上げ実施に対する評価等について点数化し、算定式にあてはめて算出するものである。</p> <p>自社の成績点数については、申請書に添付されており、承知している。</p> <p>貴意のとおり。 入札参加者は、入札時点では本入札の評価点を知ることはできないが、過去の入札状況を当局のHPで公表しており、入札状況には各者の評価点が記載されていることから、本件入札における自社の評価点がどの程度か推測することは可能と考えられる。そのため、自社の評価点と応札額とを勘案して算定した結果、応札額が、結果的に調査基準価格に近くなったものと思料する。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>予定価格に対し非常に高額な応札が1者あるが、理由は確認したのか。</p> <p>高額に応札をした者は、同種業務の受注実績があるのか。</p> <p>○建設コンサルタント業務等 一般競争（政府調達協定対象外） [小松（4）滑走路等測量調査]</p> <p>一者応札となった理由は何が考えられるか。</p> <p>高落札率となった理由は何が考えられるか</p> <p>2回目の入札で落札しているが、1回目の入札で落札されなかった場合、最低の入札額以外に応札者数も分かるのか。</p> <p>【東海防衛支局】 ○建設工事 一般競争（政府調達協定対象外） [岐阜飛行場周辺地区（R4）緑地整備工事]</p> <p>予定価格はどのように積算しているのか。</p> <p>過去実績（落札率を加味）により積算はしないのか。</p> <p>過去の落札率はどれぐらいか。</p> <p>低入札価格調査結果調書に、労務費の削減とあるが、具体的な内容は何か。</p>	<p>応札者に確認したところ真摯に積算をした結果である旨の回答があり、間違いではないと思料する。</p> <p>年に数件程度の実績がある。</p> <p>入札参加資格において、運用中の飛行場における有人航空機によるレーザ測量の履行実績を求めている。落札決定後、実績のある数者に聴き取りしたところ、既に器材の運用が決まっており入札に参加しなかった旨の回答を得ている。</p> <p>積算基準は広く公表されており、その基準を用いて積算していることから、当局の積算価格に近い積算ができたものと思料する。</p> <p>応札者数については、1回目の入札後ではわからないようになっていた。約1箇月後に入札結果が当局のHPに公表され初めて参加者数が分かる。</p> <p>国交省の施工パッケージ単価、岐阜県の単価、物価誌により積算している。</p> <p>積算基準等で定められている方法により積算しており、今のところ過去実績を加味した方法による積算は考えていない。</p> <p>過去5年平均で約80%である。</p> <p>落札者は、他事業においても除草工事の実績が多数あり、効率的に作業工程を計画することで作業人数が削減されている。</p>

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義案件		0件	(審議概要) なし
工 事	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
業 務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
		意見・質問	回 答
○委員からの意見・質問		なし	なし
○それに対する回答等			
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	
3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について			
審議概要		順位傾向の分析、落札率・応札率の分析等を行った資料を委員に配布	
		意見・質問	回 答
○委員からの意見・質問		なし	なし
○それに対する回答等			
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	
4. 再苦情処理（再説明請求回答）			
該当事案なし			

令和4年度 第2回 近畿中部防衛局入札監視委員会審議概要

近畿中部防衛局

開催日及び場所	令和4年9月20日(火) 大阪合同庁舎2号館 5階 共用会議室C
委員	小原 正敏 (弁護士) 北岡 慎太郎 (公認会計士) 奥 和義 (大学教授) 山本 貴士 (大学院教授) 笠原 宏 (大学院特別客員教授)

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	令和3年7月1日 ~ 令和4年6月30日	
審議対象件数	近畿中部防衛局管内の陸上自衛隊 26,824件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	1件	(審議概要) 入札の状況について
一般競争	1件	
公募型指名競争	0件	
企画競争	0件	
随意契約	0件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>【抽出案件】</p> <p>【第408会計隊春日井派遣隊（春日井）】</p> <p>○一般競争契約 [人工芝(182cm×10m)TYグリーン620ほか4件]</p> <p>1者応札で同様の契約が2件ある。期間が短かったため仕方ないが、なぜ期間が短くなったのか。</p> <p>予算配分の時期がその時期であれば仕方ないが、金額が2件合わせると1千万円弱となり、そのような高額な予算を年度末に配分されることは予算として不合理と思う。部隊としては、上級部隊から配分されれば仕方ないが、そのような執行は非効率であり、あまり合理的でないと思われる。人工芝の供給業者は複数あり価格競争できると思われるのでこの意見を上級部隊に伝えてほしい。</p> <p>物品の購入ということは、工事又は人工芝を張るという役務ではないということか。</p>	<p>上級部隊から予算配分されたのが3月14日であり、配分日から逆算して公告期間を設定した結果である。</p> <p>委員会からの意見を上級部隊に伝える件について、承知した。</p> <p>物品として人工芝のみ調達している。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>納期が3月31日であり、購入するだけであれば、公告期間を法令で定める10日ではなくそれ以上とり、競争性を確保することは検討しなかったのか。</p> <p>人工芝の規格を限定しているが、この商品は広く取扱いのある商品なのか。また、限定しているのは何故か。</p>	<p>納期が3月31日であり、後倒しすれば、参加業者が無くなる事が見込まれたため、法令に基づく期間で実施した。</p> <p>本件の人工芝は、小売りの業者であれば取扱い可能な商品である。規格を限定した詳細理由は分かりかねるが、要求部隊から指定された規格をそのまま設定している。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	